

入札監理小委員会
第 36 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 36 回入札監理小委員会 議 事 次 第

日 時：平成 20 年 5 月 19 日（月）14:32～16:07
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

①. 実施要項（案）の審議

- 通訳案内士試験事業（（独）国際観光振興機構）
- 就労条件総合調査（厚生労働省）

②. その他の議題

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、稻生専門委員、内山専門委員、廣松専門委員

（独立行政法人国際観光振興機構）

総務部 加藤部長、青山担当部長

企画部 半田マネージャー

（厚生労働省 大臣官房統計情報部 賃金福祉統計課）

林課長、秋山課長補佐、野田課長補佐

（事務局）

中藤事務局長、熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

(（独）国際観光振興機構入室)

○小林副主任 それでは、ただいまから第36回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、4月1日付けで監理委員会の専門委員に就任されました東洋大学国際地域学部国際地域学科准教授の稻生信男先生を御紹介いたします。

○稻生専門委員 稲生でございます。よろしくお願ひいたします。

○小林副主任 稲生先生には、入札監理小委員会の担当として、今回的小委員会から審議に参加していただきます。稻生先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○稻生専門委員 よろしくお願ひいたします。

○小林副主任 それでは、本日は、国際観光振興機構の通訳案内士試験事業、厚生労働省の就労条件総合調査の2件の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、通訳案内士試験事業の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本件については、本事業の選定に携わっていただいた施設研修等分科会の内山専門委員にも審議に御参加いただきます。内山先生、よろしくお願ひいたします。

それでは、国際観光振興機構総務部、加藤部長に御出席いただいておりますので、本事業の概要や実施要項（案）の内容について御説明いただきたいと思います。恐縮ですが、説明は15分程度でお願いいたします。

○加藤部長 J N T O（独立行政法人国際振興振興機構）の総務部長をしております加藤でございます。今日は、私と共に、総務部で直接通訳案内士関係を担当しております担当部長の青山、そして直接の担当の半田マネージャーと共に参りました。私の方から、ごく簡単に全体的なこれに対してのJ N T Oの基本スタンスを説明させていただきました上で、中身につきましては青山部長の方から説明をさせていただきます。

J N T Oは、御存じのとおり、現在、外国人の誘致を専門にする政府観光局としてビジット・ジャパン・キャンペーンの中心的な役割をしております。海外に13の事務所がありまして、そちらで外国の方に対して日本の観光魅力のP Rということ。そしてもう1つ大事なのが、受け入れ態勢ということの区分を、これは国や地方自治体と協力してやっておりますが、その受け入れ態勢の中の重要な柱の1つが通訳案内士、要するに日本に来られた外国の方がきちんと上質な観光ガイドさんによって日本の観光魅力をきちんと理解していただけるようにということでございまして、この通訳案内士試験というものは昭和24年から国の方が実施しております、J N T Oはその試験の代行ということでこれまでさせていただいております。

通訳案内士試験は、作業的に言いますと、大体1年間にわたりまして、準備から委員の方を選定して試験問題を作成して、1次試験、2次試験、それから合否の判定という、本当に1年間かけてのサイクルというようなものでございまして、言葉も多岐にわたっております。また、海外4地域で試験を今実施しているというような状況でございます。これをいかにできるところを民間の方に委ねていくかということでございますが、基本的に私どもJ N T Oも、自分たちでやらなくてよい部分はぜひ民間の方に委ねて実施していただきたい、これがまず基本的にございます。ただ、その上で、一方におきまして、10ヶ国語、それから全国、海外での実施といったことをきちんと本当に民間の方にやっていただく部分が、どこまでが適当なのかということについては、中でいろいろと検討させてきていただいております。

そのような中で、やはりこれがミスなくスムーズにいくため、そうならなかつた場合に一番迷惑を被るのは1年間一生懸命準備をやってきた受験生でございまして、そのためには、どういう形で、どの部分を委ねるかということにつきまして、一応実施要項の案というものを何回かの検討を含めまして今日お示しさせていただきたいと思っております。そういうことで、私どももぜひ民間の方に委ねられるところは委ねていきたいという基本スタンスでございますので、その点よろしくお願ひいたします。

それでは、ポイントにつきまして、青山部長の方から説明させていただきます。

○青山担当部長 通訳案内士試験を担当しております総務部の青山でございます。お手元の資料1－1の「通訳案内士試験事業の概要」というA4横のパワーポイントの資料の1ページ目の全体概要につきまして私の方から説明させていただきまして、その後、2ページ目以降、マネージャーの実務をやっております半田の方から説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の「概要」でございます。通訳案内士ということで、これは通訳案内士法という国の法律にのっとりまして、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をする場合に、これが通訳案内ですが、業として行おうとする者につきましては、国土交通大臣が行う通訳案内士試験に合格をし、なおかつ合格後は都道府県知事の登録を受けなければならないということが規定されてございます。この中で、私どもは国土交通大臣が行う通訳案内士試験につきまして、同じ通訳案内士法にございます業法にのっとりまして試験事務の代行をやっているというのが内容でございます。

具体的な内容につきましては、その下のところ、試験科目、受験地ということでございますが、試験科目につきましては、昭和24年からスタートしておりますが、英語をはじめといたしまして、最近では平成18年度にタイ語が追加になりまして、合計10ヶ国語というものにつきましての試験。それから、あと日本語の試験ということで日本の地理・歴史、そして一般常識というものにつきまして筆記試験を行います。この筆記試験が第1次試験ということになりますと、この1次試験に合格した方が第2次試験でございます口述試験に進むということでございます。口述試験につきましては、今申し上げたように、筆記試験に合格した者の中で、具体的にはコミュニケーション能力とか、あるいは人物考査という通訳案内の実務につきまして、本当に本人が通訳案内士としてふさわしいかどうかということにつきまして試験をしているということでございます。

そして、右側の括弧でございますが、受験地といたしましては、これは国内会場8会場、それから海外会場4会場ということで、すべて12の会場で試験を行うということでございます。なお、海外は、ソウルにつきましては韓国語だけ。それから、北京、香港、台北につきましては中国語だけということでございます。それから、2次試験につきましては、英語と中国語につきましては東京、京都、福岡の3都市で試験を行いますが、英語、中国語以外の言語につきましては東京での実施のみということでございます。

それから、試験の日程ですが、これは例年ということでの御説明になりますが、大体1次試験の筆記試験につきましては8月の下旬ないしは9月の上旬ということでございまして、一応、今年度（平成20年度）につきましては8月31日が第1次試験の筆記試験ということでございます。それから、口述試験につきましては11月の下旬から12月の上旬ということでございますが、これは日曜日、2回にわたって行われます。2回にわたって行われるという中身でございますが、英語につきましてまず1回目やりまして、その後、英語以外の言語

につきまして翌週の日曜日に行うということでございます。ちなみに、今年度でございますが、英語が 11 月 30 日、英語以外の試験につきましては 12 月 7 日ということで試験を行う予定でございます。なお、これにかかる費用といたしましては、受験生から 1 言語 8,700 円の受験料をいただくということでございますが、これが今現行、我々が行っております試験の概要の中身でございます。

次の 2 ページ以降につきましては、マネージャーの半田の方から。よろしくお願ひいたします。

○半田マネージャー　国際観光振興機構企画部で通訳案内士試験業務を担当しております半田と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料 1 – 1 に沿いまして説明させていただきます。お手元の資料の 2 ページということで、2 番「実績」となっておりますけれども、過去 5 年間の通訳案内士試験受験者数と合格者数の推移をこちらの方にお示ししております。このグラフを見ておわかりのとおり、平成 15 年、6,300 に対して 331、約 5 % 程度の合格者だったのが、昨年平成 19 年におきましては、受験生 9,200 人に対して 1,900 人の合格者。昨年につきましては、合格率は約 20 % ということで、毎年増えております。この毎年増えているという背景には、通訳案内士試験のいろいろな免除制度、科目免除とか、例えば英検を持っていたら英語が免除になるとか、いろいろな免除制度を導入したことでもございまして、このような数字になっております。

その下の参考に言語別の登録者数というのを載せておりますけれども、御覧のとおり、一番多いのがやはり英語でございまして、大体 7 割近い数字の方が英語で取られている。近年、国が進めておりますビジット・ジャパン・キャンペーンの成果で、現在のアジア圏、特に東アジアですが、韓国とか台湾、中国の方が増えているということもございまして、今後の中国語、韓国語の免許者をいかに増やしていくかというのが課題である。この観点で、平成 18 年度から海外 4 会場で実施を始めたというところでございます。

次のページでございますけれども、3 ページ。今回、「試験事務の流れ」ということで、冒頭、部長の加藤が申し上げましたとおり、年間を通じて間断なく業務が行われている。それで、大きく 4 つに分けてございます。1 ~ 5 月は事前準備の期間ということで、今までございますけれども、試験日程決定以降、試験問題チェックまで書いております。実は願書配付が今日から始まりまして、2 番の願書配付というのがまさに今この時期に当たる作業でございます。これが 8 月までに受験票送付までに至る流れということで整理しております。その後に筆記試験の実施、それから合格発表、これが 9 ~ 11 月。その後、合格者につきまして、4 番の口述試験で合格発表。12 ~ 1 月にかけてということで年間の業務が行われるところでございます。ここで、3 ページで赤く書いてあるところについて、今回の民間競争入札の対象業務とさせていただいております。

4 ページ以降、今回の民間競争入札の要項の中で確保すべきサービスの質ということで、4 ページから最後の 6 ページまで、羅列でございますけれども、記載させていただいております。国家試験ということで、いかにミスなく確実に試験を行うかということに重点を置いて、試験業務の確実な実施、それぞれの会場の手配、願書配付・受付業務、あと試験業務といったところで、ミスのない確実な業務実施ということでサービスの質とさせていただいております。それ以外には、問い合わせ及び苦情対応ということで、受験申請者から問い合わせがあった場合、苦情があった場合、それに適切に対応するといったところをサービスの

質しております。

簡単でございますが、以上でございます。

○小林副主任査 ありがとうございました。今御説明のあった点について、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主任査 それでは、まず私から 1 点。3 ページの願書配付・受験票送付で、電子申請の受付は機構が実施するというふうになっておりますね。一方、民間事業者で願書の受付・チェックをやる。他方、電子申請の受付は機構でやるというときに、そこに何か齟齬が出る心配はないのでしょうか。あるいは、なぜ電子申請の受付を今回一括して民間に委託しなかったのか。

○半田マネージャー では、私の方から回答いたします。電子申請は、平成 18 年度にプログラムをつくり上げまして、19 年度から実施しているのですが、このプログラムをつくる際のコスト、これは約 1,000 万円近い金額がかかっておりまして、これをもし今回、民間競争入札の対象にした場合、実施期間が 2 年という短い間で、このプログラムの開発費といいますか、こちらを負担するのはかなり厳しいのではないかと思いまして、こちらは既に機構の方でつくれておりますプログラムを活用してやった方が恐らくコスト的にはよろしいんじやないかという考え方のもと、機構の方でやるというふうにしております。

○逢見副主任査 そうすると、プログラム開発の費用は既にもうどこかの民間業者に委託して終わっているわけですよね。

○半田マネージャー はい。

○逢見副主任査 それで、今言われたのはシステムが稼働してから必要な費用ということですか。

○半田マネージャー もともと電子申請のシステムをつくるための初期投資費用がかなりコストがかかりますので。

○逢見副主任査 今回、民間委託にすると、そこまで全部負担させることになるということですか。

○半田マネージャー はい。なりますので、それらを考えますと、2 年間という実施期間の中でそこまで含めて実施するのは、コストが民間にとってはかなり負担になるのかなと。

○逢見副主任査 そこまで負担させなくても、運用部分だけ民間事業者に行わせればいいんじゃないですか。そういうものではないんですか。

○半田マネージャー はい。

○内山専門委員 つまり、システムができてしまっているのだから、別にまたシステムを新しくつくり直す必要はないわけで、そのシステムを入札で落とした業者に使わせれば、電子申請もすべて一括してできるのではないかということなので、それについては、なぜそれが不可能なんでしょうか。

○青山担当部長 不可能ということではなかったんですけども、今、担当が申し上げたように、システム自体、ある程度つくり込んでいるので、あえて市場化テストといったときに、加藤の方が申し上げたように、なるべくより多く民間にお任せした方がいいのかなという頭があつたものですから。ただ、ここを切り分けるかどうかにつきましては、今からこの部分を入れて検討できないということではありませんので、今日、御意見をいろいろいただきたいと思いますので、それはまたうちの中できちんと整理をしていきたいと思います。やはりこ

れを民間に開放することによって余りメリットがないということであれば、この辺のところはこれまでどおりやらせていただこうかというふうに思っております。

○小林副主査 というのは、そのシステムを開発したところに、今、オペレーションを委託なさっているということですか。そうではないんですか。

○青山担当部長 システム的なものはうちが作ったのですけれども。

○小林副主査 だから、そのシステムを運用するに当たっては、かなりの研修が必要であるとか、研修コストがかかるとか、そういうことがあるということですか。

○半田マネージャー それはないです。

○小林副主査 それはないんですね。

○青山担当部長 入力フォーマットがある程度システム的にでき上がっているものを活用してくださいということで、今回、システム的なものは、これ単体で入札させているんです。

○小林副主査 それで、1,000万円というのがそのイニシャルコストだと。

○青山担当部長 かかったわけです。ですから、システムだけを切り分けてしまってということにするのか、これも入れて市場化テストにかけた方がいいのかという検討だと思うのですけれども。

○稻生専門委員 要は、一般的な考え方から言えば、たぶん1,000万円のシステムというとそれほど複雑なものとは思えないですね。そうすると、願書受付とかチェックといったような単純な作業であれば、逆に言うと、業者に一括して全体をまとめて、ある程度マニュアルを渡せば普通はできると思いますので、守秘義務等の関係はあるかもしれませんけれども、もし可能なら、それも含めて入札に出した方が、結果的にそちら様のニークの削減にはなるんじゃないいかというのが恐らく委員の皆様の御意見じゃないかと思うんです。

○半田マネージャー 民間の方の立場に立って、やりやすいやり方が一番いいのかなとは思っています。

○稻生専門委員 そうですね。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

私の方から。支払いの方法と減額の仕組みですけれども、特にこの場合はインセンティブも設けていないので、請け負う事業者側としては減額されるというところにリスクテークがあると思うんです。それで、最初に支払いのことを申し上げたのは、請負契約なので、報告を受けた月の翌月末までに支払うということですが、かなりの金額の規模になりますので、その分、事業もしながら1年後に資金が入ってくるということになると、1年間分の資金調達コストが民間の側に負担させるということになるので、支払方法について何か工夫をした方がよろしいんじゃないいかというふうに思っているんです。それで、報告について、3ヶ月ごとに報告をすることもありますので、その報告を受けた段階で、それを確認しながら、モニタリングしながら支払うという仕組みはいかがかと、私の個人的考え方としてはそういうふうに思っております。

それと、その確認をするときに、ミスがないということでおいろいろ実績があって、これまで校正等のミスが2回とかいうようなものがあったと思うのですけれども、どの程度のミスについて、9ページの(5)の記載の仕方、つまり、未達成の程度とか、スケジュール遵守の度合いとか、未達成により生じた損害の状況という書き方ですけれども、これだと5%という限度額がどういうふうに算定されてくるのかというものが入札に参加する事業者の方に

わかりにくいのではないかと思われるのですが、その点はいかがでしょうか。

○半田マネージャー では、私の方から。冒頭ございました支払いの関係でございますけれども、ここで要項で書いておりますのは、年1回の支払いということで、役務に係る請負契約の場合は1回払いというのが多い。ほかに部分払いしている例がなかったものですから、今回、この要項につきまして1回払いとしておりますけれども、先生が御指摘のような事業者の負担が過度にならないように、役務請負の中で部分払いがどこまで可能かどうかというのを踏まえて検討した上で、できれば業者が負担にならないようなやり方で支払いを行っていきたいと考えておりますので、これは持ち帰って検討させてください。

また、9ページの請負報酬の額の減額でございますけれども、確かにおっしゃるように、ここの中で書かれているのは、具体的にどういった計算式で、どういったことについて減額されるのかというのがここには記載されておりませんので、実はこれも含めまして、また詳細をつくってまいりたいと思いますので、こちらの方も引き続き検討させていただきたいと思います。

○内山専門委員 今の点に関連するのですが、うまく達成されないと5%を限度として減額をするというのと、更に、一定の例えれば不正とかになると違約金を払って契約解除というのがございましたね。16ページですね。更に、同じく16ページに、⑫で損害賠償というのがあるのは、これは民法に基づく債務不履行の損害賠償だと思うのですが、特に違約金を払って契約解除というのと損害賠償というのが、何をするとどうなるのか。それについて、何か民間事業者に予測可能性みたいなものは出した方がいいのかなと。ここに書き込まなくともいいと思うのですが、どういうことかというのを御説明されるような態勢にあった方がいいのかなという気もするのですが、具体的に損害賠償を民法を使って求めるというのはどういうことを想定されていますか。

○青山担当部長 正直に言うと、まだ私どもの中で総合評価審査委員会というものをつくるということで一応検討しておりますが、これには当然、私どもの実務をやっている担当以外、部外の方にも入っていただいてというふうに思っておりますが、本当は基本的にはこちらの方で今同時並行で進めていまして、先ほど申し上げたように、今日、先生方からいろいろな御意見をいただけると思いますので、先生が御指摘いただいた点を含めて、包括的に反映させていきたいというふうに思っておるのですけれども。ただ、私どもも正直、国家試験であって損害賠償というものについて、どういうような責任の負わせ方がいいのかということについては、これは金額なのか、何かそれに代わるものがあるのかどうかということについては、済みません、今この場では詳しくは御説明できないので、至急部内の方で検討して、また別途御回答を申し上げたいというふうに思います。

○加藤部長 今こういう中で我々が何を一番心配しているかというと、民間に委託したと。そのところの中から例えば事前に試験問題が漏れたとか、大きなミスがあったと。そうすると、海外でもこれをやるわけですよね。1ヶ所でどこかが事前に漏れたということになると、その試験自身が実施できなくなる可能性があります。そうなったときは、国あるいは機構、あるいは多くの受験者に対して多大なミスが出る。皆さんの受験料も返さなければならなくなる。あるいは、交通費とか、いろいろな支障が出る。そのリスクにどういうふうに対応するか。ここは十分詰め切っていないですけれども、我々が実は一番心配しているのはそのところです。最近よくいろいろなところに行って、試験問題が事前に漏れたとか、そ

いう話がありますので、特にそのところについては、単に5%の減額だけで済む話ではありませんので、そのときはきちんと損害賠償もできるような形で手を打っていかなければならないということは中で議論しております。詰め切っておりませんけれども。

○稻生専門委員 質問ですが、代替の問題みたいなものは特に今まで用意なさってきていないのですか。つまり、センター試験などですと必ず代替の問題があるのですが、それは今までにはなかったんですか。

○加藤部長 今まで全くやっておりませんし、問題をきちんとするだけでかなり大変な作業で、それだけでも。

○稻生専門委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、逆にディスインセンティブの5%ですけれども、この水準でいいのかどうか。これは別に上限とかないんですよね。10%じゃいけないとか、そういうのはないんですよね。

○半田マネージャー 違約金の分の10%というのを上限とした場合に、減額幅はその半分ぐらいかななど。ただそれだけの考えで設定をしています。

○稻生専門委員 だから、業者からすると、本当はどの部分が一番大事な部分で、それが問題のところであれば、本当はそのコストがあって、その部分を上限として何%かというのをはじいた方がいいのかなというのがあって、5%のディスインセンティブというのは正直言って余りたいしたことないなという感じもしまして。感覚の問題かもしれませんけれども。

○青山担当部長 もっと高くてもいいということですか。

○稻生専門委員 ええ。もう少し高くても。

○加藤部長 中身の性格によりますけれども、おっしゃる部分も非常によく理解できますし、今言ったような形で、単に納品の期限がちょっと遅れましたというときでの5%、これはよく国でやるような契約などにもあるのですけれども、それとはちょっと性格が違うわけで、なかなか今までこのような例がない。そういうときに、では違約金をどのくらいディスインセンティブとして設定するのが適当かということも含めて、あるいは逆に、今言ったように、違約金などの損害賠償の方なのかというところの整理はする必要があるのかなと思います。

○逢見副主任 やはり試験ですから、ミスがなく公正に行われるということが大切で、これは絶対要件ですよね。そのときに、利益相反というか、例えば通訳案内士を養成するような学校みたいなものがあって、そういうところが落札すると公平性を疑われるようなことになります。そういうことは入札対象資格のところに入れる必要はないんですか。余りそういう業者はいないんですか。

○加藤部長 現実の話としては、いわゆる専門学校、アカデミーは、逆に我々の試験に受験者を送り出すこの方が今むしろメリットがあって、自分が受けることによってこれができないというふうにはしたくないと思いますので、たぶん応札はしないとは思いますが。今言った形の資格は入っておりましたか。

○半田マネージャー そこまでは絞り込んでいないですね。

○逢見副主任 それは余り懸念がなければ別にいいんですけども。

○半田マネージャー 確かに、おっしゃるとおり、よく試験会場付近で専門学校と呼んでいるところが受験生に対してチラシその他を配っていますので、それはちょっと気をつけるべきかなというふうには思っています。

○稻生専門委員 根拠法の方にはないんですか。入札の法律自体の方に、利益相反者が入札

に応じてはいけないみたいな、そういうのは特になんですか。一般法の方で読めれば別にそれでいいだけの話で、要項になくてもいいように思うのですが。公共サービス改革法の規定には特になんですか。

○徳山企画官　ええ。特に規定するというのは。ただ、予決令で書いているところが何点があるんですけど、公共サービス改革法の一般規定ではそういった形ではないです。

○稻生専門委員　では逆に、それは何らかの形で盛り込んでおかないと。

○事務局　わかりました。

○内山専門委員　例えば予備校ないし専門学校が全く応札できることになると、逆に応札者が誰もいなくなってしまうという危険性もあるような気もするのですが、そうであると、例えばそういう利益相反になる可能性のある者が応札する場合には、必ず組織内部の管理体制をしっかりとするファイアーウォールを設けさせるとか、そういったことをやっておく必要があるかなと思います。

○小林副主任　評価の部分で、加点項目審査というところでいろいろ設けられているのですけれども、ここで滞りなくというか、試験を実施するということがメインになってくるときに、この加点項目の中で、例えば創意工夫というところがあるのですけれども、0点とか10点ということがあると思うのですが、これは例えばどんなことを期待なさってこの0点から10点というのが入っているのでしょうか。

○半田マネージャー　試験については、何度も繰り返し申しますけれども、ミスなく確実にという中で、今回、私どもがつくっているマニュアルを参考に、民間業者に運営マニュアルというものをつくってもらうことになっておりまして、そこに民間業者の創意工夫が生かせる余地というか、発揮できるところなのかなとは考えております。加点ということで書いてありますけれども、一番重要であるミスなく確実にというのをいかに文章にするかということに、この書きぶりはなかなか抽象的でわかりにくいと思うのですけれども。

○小林副主任　だから、たぶんインセンティブを設けていないということ 자체は、ミスなくという非常に守りになっている。守りと言ったら変ですけど、その部分が重視されていることだと思うんです。だから、そこをクリアしているということがまず重要で、それからプラス α で何かあるというところで点数をつけてあげようということだと思うんです。そうすると、ここで言っている必須項目というか、必須項目審査のところが十分にリジットにできて、その上で加点項目というのがあるというような差別系にした方がいいんじゃないかなという気がするんです。だから、別にイーブンにする必要はないのではないかというふうに思います。

あと、海外での受験地があるといったところで、またそこでもリスクというか、試験がミスなく適正に行われるということを確保するのに負荷がかかるということが予想されるのですけれども、日本の全国の中で試験を実施するという経験を持っている事業者さんは結構あると思うんです。だけど、海外も含めて、そこまで責任を負わされるということに対して、業者さんが積極的になるかどうか。そのところはコストもかかるし、その分、監督者等の手配などに当たっても、やはりかなり神経を使わなければいけないということになると、そこまで含めて応札できるかという、そういうことの懸念はないのでしょうか。

○加藤部長　恐らく国内であればそれに手を擧げてくれるところはいるかなと思いますが、そのところはまだ何ともわからないところが正直あります。確かに、海外で、しかもお国

柄によって、韓国、あるいは中国、台湾、それぞれでするに当たって、実は J N T O も過去 2 回やっておりますけれども、初めて 1 回目やったときは結構いろいろと神経を使いましたし、いろいろな外交チャンネルを通じてといったところがございました。決して民間で責任を持ってやってできないことはないとは思いますが、そういう自信があつて手を挙げてくれるところが出てくることを、本当は我々としては全体を一括してお願ひしたいところが非常にありますけれども、ただ、そのところが、もしかしたらやはりボトルネックになるのかもしれないのかなというのは中で話はしておりますけれども。ただ、案外ちゃんと自信を持ってやってくれるところが出てきてくれるかもしれないのかなという期待も一択ありますけれども。

○半田マネージャー 試験要員に関しては、いろいろな運営会社さんなどに話を聞く機会もございまして、うちの今試験をやっている態勢はどうかというざくばらんな話の中で、やはり海外はなかなか厳しいみたいな話は聞いています。国内であれば何とか対応できるけれどもという話はあるのですけれども。ただ、機構としては、海外も含めて民間競争入札の対象としたいという意向が強いというのがございまして今回載せておりますけれども。

○小林副主任 受験者数がどういうふうに変動するのかというのを予測は機構の方でも余りわからないんじゃないかなと思うんです。事業者さんの方でも全くわからないと思うんです。そうすると、例えば 1 万人ぐらいの受験者数のところで、2 割弱ぐらいが海外になるとすれば、負担としては、入札参加企業さんにはかなりあるんじゃないかなと思うので、その辺の機構との連携とか、今までどんなことがあったとか、そういう知識がないとなかなか難しいのではないかというふうに思うのですけれども。

○加藤部長 場合によっては、やってみた状況を見て、海外の部分については、J N T O が直接その部分をする必要が出てくるのかどうかということは課題としてあるのかもしれませんけれども、そうなりますと、そこはどんな感じになるのか。

○青山担当部長 そういうことも一度やってみて、どうしても応札するところがいなければ、再度、内容を若干整理してというところに関わってくるのかなというふうに思っております。ただ、実際的に今まで 2 回やってきた中で、正直、我々も海外会場について自らということではなくて、やはり現地の試験を専門にやっているところがあるんですよね。それは国がやっているんじゃなくて、現地の国の民間の会社がそういう試験の代行機関というようなことでやっているところがあるので、そういったところと接点をもしつけられれば、そういったところと少し連携をして応札いただくこともできるのではないかというふうには考えておりますけれども。

○逢見副主任 共同事業体でもいいということにしておるのですが、そこはこういうことも想定したからこういうものを入れたんですか。必ずしもそうではないですか。

○青山担当部長 そこまでは。

○半田マネージャー 業務内容が多岐にわたっていますので、単純な試験運営だけでなく、例えば問題をつくったりする部分も、データとシステムの話もございますので、そういうのを想定して、いろいろなところと組まないと厳しいかも知れないということで共同事業体というのを言っています。

○青山担当部長 これまでの担当の話を聞きますと、2 ヶ所程度、国内の試験を実質的にやってきたところから、入札といいますか、そういう関係で受注ができるかみたいなお問い合わせ

合わせを受けたというふうに聞いております。 ただ、やはりそのときに出でていたのは、海外会場というときにはどうかなということをちょっと言っていたというのは聞いたことがあるのですけれども。

○半田マネージャー 国内で、例えば那覇とか北海道とか、日本全国を網羅するような業者さんもそんなにないのかもしれないということもありまして、それで共同事業体ということでそこを担保しようかなというふうに考えています。あと、東京でやる場合とか、関西でやる場合は割りと業者さんがいるんですけども、それが地方に広がると、それはまたいろいろ問題が出てくるのかなという気がしています。

○逢見副主査 関連して、資料 1－1 の 3 ページのサイクルの中で、右下の 3 で、試験問題海外発送（外務省等と調整）とありますね。これを民間が委託した場合でも、外務省との調整で試験問題海外発送という部分はそのまま協力してもらえるのですか。

○半田マネージャー それは機構が間にあってやります。

○逢見副主査 何かそういうことは実施要項に入れておいた方がいいんじゃないですか。

もう 1 つ、委託期間が 2 年 3 ヶ月ですよね。これは事前準備から合格発表までを見ると 2 年 3 ヶ月になるだろうと思うのですが、次の期がきたときに、2 月末までになっていて、また 12 月と。これは、一部重複するというイメージなんですか。

○半田マネージャー そうですね。

○逢見副主査 そこは、重複していて、もしこの期に受託した業者が次期も引き続きやりたいというふうにして手を挙げても、その重複は別に構わないというふうに考えていいんですか。それとも、全く別の業者さんがこないと、この重複は。要するに、2 年 3 ヶ月で切って、次の期はまた 12 月から始まるということだとすれば、そこに 3 ヶ月重複があるわけでしょう。そこはどういうふうに考えるんですか。

○加藤部長 恐らく 1 年やって、2 年度目もやった中で、これがいろいろとうまくいったかどうか、そういうのはたぶん検証する。ですから、検証した段階で、今から 2 年後にこういうような形をしてやるとすれば、そのところでもう一度改めて新しく 2 年 3 ヶ月というか、1 月からのスタートという形で検討するというふうにしないとならないのかなと。結局、これは準備の期間と、いわゆる国の予算年度は 4 月から 3 月というサイクルと、実際の準備は 1 月から始めなければならない。そこで既に 3 ヶ月に遅れがあって、その部分と予算年度とのマッチをこういう形でやっているということですね。

○逢見副主査 では、1 年やってみて、何か評価をした中でその問題をもう一回考えると。

○加藤部長 そうせざるを得ないのかなと。

○青山担当部長 そうですね。その方がいいのかなと思うんですけども。

○小林副主査 落札者がもし決定しなかった場合というのを機構の方でどう考えるか。そのときにまた再度公告を行うということですけれども、先ほど海外での実施も含めていろいろ懸念があるんじゃないいかと。だから、ここで入札に参加する事業者さんの可能性といいますか、そういうのを事前に機構の方で少し押された方がよろしいんじゃないかというふうに思うのですが。

○加藤部長 こういうのは割りと同時に一齊にオープンにしなければならない。特定のところだけにやるというのも難しい。しかし、現実にやってみたけれどもどこも手を挙げないとすると、やはり皆さんを受けられるようなところを少し探っておきたいという部分と、この微

妙な兼ね合いだと思いますけれども、少しアプローチしてきているようなところに差し障りのない範囲で少し感触は探ってみたいなとは思っております。特に、一応我々としては、できるだけ全部包括的にお出ししたいと。しかし、この部分だけはどうしてもできないとか、そういうのがいろいろと出てくれれば、その部分に関しては、場合によっては、従来どおり、J N T O が逆にお手伝いというか、直接自らの手でやらざるを得ないのかなと。これは余り時間かけてやるわけにもいかない。このサイクルは回っています、また試験の期日というのは決まっていますので、これはどこかで決め事でやるよりしようがないかなと思います。

○小林副主任査 ほかにいかがでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本日の通訳案内士試験事業の実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがございますか。

○事務局 それでは、今、御議論の中で幾つか機構の方から先生方の御指摘を踏まえて更に検討したいといったような回答等もございました。また、今日の小委が終わった後に先生方から御指摘等もいただければ、それも合わせて機構の方に送りまして、それをまとめて、後日、先生方に個々に御説明に上がりたいと思っております。もしそこで仮に、この方向であれば、今、関心のある業者があるのかどうかというような話もございましたので、実施要項を公開して関心がどうかということをはかるというような考え方もございますので、もし御了解が得られればそういった方向性にしていきたいと思思いますし、まだまだということであれば、公表前にもう一度御議論をいただくといったようなこともあるかとも思いますけれども、まずは機構の整理を待ちたいというふうに思っております。

○小林副主任査 よろしいですか。

それでは、機構におかれましては、本日の審議を踏まえまして、事務局との間で鋭意調整を行うなど、次回に向けて更に検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、各委員におかれましては、本日質問できなかった事項、確認事項についてありましたら、事務局の方にお寄せください。事務局で整理をしていただきまして、各委員にフィードバックしたいと思います。

本日はありがとうございました。

(国際観光振興機構関係者退室)

(厚生労働省関係者入室)

○小林副主任査 それでは、続きまして、就労条件総合調査の実施要項（案）の審議を行います。

なお、本件については、統計調査分科会の廣松専門委員にも御審議に参加いただいております。廣松先生、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は、厚生労働省賃金福祉統計課、林課長に御出席いただいております、意見募集の結果や前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。説明は 15 分程度でお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○林課長 ただいま御紹介にあずかりました林でございます。座ったまま御説明させていただきます。

お手元、委員限りで資料B－②、③というものが配付されているかと思いますが、これに基づいて簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、資料B－②でございますが、こちらはパブリックコメントに出された意見及びそれに対する当方の回答と申しますか、考え方をまとめさせていただいたものでございます。なお、いただいた意見につきましては、すべてに番号を振ってございますけれども、同じような意見、考え方については1つにまとめて回答するという形にさせていただいております。

まず、1ページ目でございます。番号1番、2番は基本的に同じでございますが、平成20年の調査につきましては、回収方法を原則郵送というこれまでと異なる方法になったことをうけて、今回の要項でどういう配付・回収方法を想定しているのか明確にしていただきたいということかと思います。これにつきましては、調査関係用品の配付等については、郵送または調査員（併用も可）によることとすると修正させていただいております。なお書きとしまして、厚生労働省としては、郵送を基本とすることとした上で、調査員を効果的に活用することを想定しているが、民間事業者が行う具体的な方法については企画書で提案されたいという注意書きをつけるということでございます。これは、前回、私の方からも御説明させていただいたとおり、郵送をベースと考えておりますが、大都市圏などで調査員を効果的に活用することによって、より廉価、または、より確実な回収が図られる場合もあるということで、どちらかに縛るのではなくて、郵送を基本としつつ、調査員を活用するのが一番効果的ではないだろうかと私どもが考えておることから、一応こういう形で詳細については民間企業のいろいろな創意工夫を得たいという考え方でございます。

次に、2ページ目でございます。事業報告書を納品物件としていますが、内容はどんなものでしょうかというお尋ねでございましたので、こちらにつきましては要項を修正しております。要項12ページでございますけれども、事業報告書については、落札者決定後に厚生労働省と打ち合わせを行い、事業報告書の構成を決定するということで、ある程度フレキシビリティを確保しておりますが、ただ、それでは中身について何も明示したことになりません。そこで、有効回答率の目標の達成状況、実施に要した経費・人員についての内訳等の内容は確実に書いていかなければならぬことだと考えておりますので、これらを例示として掲げておるところでございます。

次に、パブリックコメントの4でございますけれども、20年の回答率情報も開示していただきたいということでございますが、5月現在で有効回答率についてはまだ集計途上で最終的な数字が固まっておりませんので、入札説明会時に開示したいというふうに考えておるところでございます。

それから、同じ問い合わせの中で、産業別の回収率の情報提供をいただきたいということで、こちらにつきましては、参考資料として参考5に追加しているところでございます。

次に問5でございます。総合評価点の得点配分について、より技術点を重視した配分にしたらいかがでしょうかという御提案だと理解しております。私どもも全くごもっともな意見であると思っております。我々も価格よりは技術を重視したいということ、それから、他の調査の要項等も概ね技術点2、価格点1という割合のものが多いということも踏まえまして、評価項目の若干の入れ替えを行いまして、技術点2、価格点1の配分となるようにしてございます。具体的には、要項（案）の21ページの評価項目一覧表がございます。こちらにございますように、技術点162点の中で、価格と同等に評価できる項目と新規創造性に関する

項目が1対1となっており、全体として技術点と価格点との比が2対1になるような形にしております。

それから、次に6つ目の御意見でございますけれども、こちらにつきましては、同じく今開いていただいている評価項目の中で、アンケート調査業務または市場調査業務についての実績というところを、経験者がいるかということでどうかということでございましたが、それにつきましても、御意見を踏まえて右にあるように修正しておるところでございます。

それから、御意見の7つ目でございますけれども、19年度の経費について開示していただきたいということでございます。こちらにつきましては、これも前回申し上げたかと思いますけれども、経費は各労働局または本省にまたがる経費及び人件費、それから諸設備の減価償却分等もございますので、半年程度の期間をかけないとなかなかそこの経費をはじき出せないということで、来年の要項に間に合うように、今年の秋からこちらの調査を大至急行うことにしております。そういうことで、19年の経費については、残念ながら今回の要項には盛り込めませんので、来年の要項に盛り込むべく準備をしたいと思っております。

以上がパブリックコメントに対する回答でございます。

それから、もう1つの資料B-③の方でございます。これは前回の審議でいただきました御意見に対する回答ぶりをとりあえず簡潔にまとめさせていただいたということでございます。

パブリックコメントと若干重複している部分がございます。まず、20年調査の実施状況について情報提供すべきではないかという御意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、先ほど申したように遅れて届いている調査票もあるような状況でございまして、有効回答率は最終的には確定はしておりませんが、概ねの見込みは大体出てきておりまして、70%前後になろうかというふうに思っております。これにつきましては、入札説明会までには確実に確定いたしますので、こちらの数字を提示したいと思っております。それから、コストにつきましては、先ほど申したとおり、今回には間に合わないということで、来年に盛り込みたいということでございます。

それから、2点目でございます。落札者決定に当たっての評価項目について、より適切な調査方法についての提案があった場合に加点する仕組みになっているかどうかわからないということで、具体的には、調査員調査か郵送調査かで評価がどう変わるのかがなかなか見えにくいという御指摘だったかと理解しております。同じく21ページの評価項目一覧を見ていただければわかりますように、大きく1、2、3と分かれているうちの3番の個別業務の実施方法の中身の部分をかなり大幅に見直しております。ここで、それぞれどこの部分で独創的な提案があったかということをきちんと把握できるように、配付、受付・審査、問い合わせ・苦情、督促、回収、不明企業の調査、これらの各段階において発揮いただいた新規性、創造性、効率性、具体的にどういう工夫が見られるかを確実に把握できるように分けました。こうやって分けることによって、当然のことながら、回収においては、例えば調査員はこういう形で部分的に使って効果的な回収を行うとか、100%郵送にするけれども、プラスαこういう工夫を行うとか、そういう督促や回収の有効回答率に直結する部分についての工夫を確実に分けて評価できるという形に組み直してございます。

それから次でございますけれども、研修についてどのぐらいやっているかの情報提示をしていただきたいということで、こちらは既に載っていたものでございますが、再度確認的に

申しますと、23 ページの開示情報、別紙 4 の中でございますが、非常勤職員が研修に要した時間ということで、こちらに具体的な数字を載せさせていただいております。

次に、エラー修正率 100% 云々ということでございます。このエラー修正率というのは前回もちょっと議論がありまして、わかりにくいくらい部分があったと思います。その後、こちらの方で御意見を踏まえまして、いろいろと議論させていただきました。エラー修正率につきましては、当初、確保されるべき質のところに明記しておいたところでございますけれども、改めて要項を精査いたしました。要項 5 ページ目の下の方の（ク）というところにある審査のところで、厚生労働省が貸与する個票審査要領に基づき審査を行うとした上で、次に、8 ページの（5）業務に当たり確保されるべき質の（ア）で、本業務の実施に当たり、各工程ごとにあらかじめ厚生労働省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施することと書いてございます。この 2 点を合わせて読むと、個別審査要領に基づいてきっちりとやっていただくということが読み取れることになっております。個別審査要領をきちんと守っていただければ自動的にエラー修正率 100% になりますので、これをもってエラー修正率 100% は担保されているということで、わかりにくかった「エラー修正率 100%」を業務に当たり確保される質というところから削除してございます。すなわち、この（ア）の中で読めるということでございます。

次に、調査不能を回収率の分母に入れるか否かという点、または代替標本を用いた調査票の回収ということを前回御議論いただきました。私ども、回収率の計算に当たっては、これまで調査不能分を分母に含めてきたところでございますので、回収率の計算方法についてはそのまま維持したいと思います。仮にこれを分母から抜いてしまうと、今度は見た目の回収率が異様に高い数字になりますので、それはそれでまたちょっと民間事業者に対して敷居を必要以上に高くしてしまう可能性もありますので、これはそのままキープしたいと思っております。ただ、調査不能となった調査客体について代替標本を用いて追加調査するということについては、私ども、当然それは回収率を上げるための 1 つの創意工夫と考えられますので、企業から提案があった場合には、代替標本をあらかじめ抽出しておいて提出するようにしたいと思っております。

次に、インセンティブについてでございます。インセンティブについて、ディスインセンティブも含めて御議論があったかと思います。こちらにつきましては予算措置が必要であり、昨年の段階で予算が決まっておりますので、今回の要項には反映できないということは前回お答えしたとおりでございます。来年に向けては、これから更に検討しながら、また他の省庁の動向も見守りつつ検討していきたいと考えております。

それから、産業別の有効回答率につきまして、評価の項目に入れるのはいかがなものかという御議論があったかと思います。こちらについては、私どもは産業別の有効回答率は大変重要だと考えております。やはりサンプルが企業規模と産業別にクロスにチェックしてサンプル設計をしておりますので、どちらが欠けても正確な統計表章が確保できないということから、極めて重要だとは思っておりますが、やはりそれを目標として掲げるにはツーマッチであるという御指摘を踏まえ、産業別の有効回答率については、確保されるべき質には載せてございません。それで、参考にはしていただきたいということで、参考の方に載せさせていただくというのは先ほど述べたとおりでございます。ただ、確保される質に書いてございませんので、それを前提としたような評価を行うということは想定しておりませんことをこ

ここで確認させていただきます。ただ、一応念のために、調査要項の方につきましては、回収においては、やはりサンプルを確実にするために一定の特定の企業のサンプルを回収するよう指導する場合があるという形での留保だけは、これは前回の案から載せさせていただいでおるところでございます。具体的には、5ページの真ん中よりちょっと上のところになりますが、(カ)の⑦というところで、結果集計の観点から、督促が必要な調査客体を厚生労働省から指定する場合があるということで、これは全くゼロになって、統計調査結果の表章上立ち行かないということがあつてもいけませんので、そういうときには民間企業と十分なコミュニケーションと連携のもとに、より重点をおいて督促するようなところを両者で探っていくがんばるという趣旨でお受け取りいただきたいと思っております。

それから、下から2番目のフロー図で、調査員による疑義照会と職員による疑義照会はどのような違いがあるか、同じことを本省と労働局・監督署とで重複してやっているのではないかというような御指摘があったかと思います。こちらにつきましては、わかりやすく注を書いて整理をさせていただいております。具体的には、本日お配りしている資料26ページ及び27ページでございますが、ここに疑義照会の矢印のところに注3、4とございます。具体的には、労働局・監督署で行ってきたことは、まず記入漏れのチェックです。また、桁がズレているとか、誰が見ても明らかにな、ごく軽微な誤記入についてはこちらで疑義照会をしていただくこととしております。本省においては、論理チェックと申しまして、設問間の問い合わせにおいて矛盾があるかないか、そういうところからも誤記入をあぶり出すという形で内検をしております。そういう論理チェックにより矛盾の有無を確認する総合的なチェックを行うのが本省の方の内検でございます。更に、データパンチ以降、もう一回内検というのがございまして、こちらは我々が機械検と呼んでいるものでございまして、更に人間の目でも見落としかねないような点につき、プログラムにかけて、いろいろなリンクする項目間の論理的なチェックを行います。こういう3回のチェックによって非常に確度の高い調査票が生み出されると考えており、こういう3段階でやらせていただいているということをわかりやすく書かせていただいたところでございます。

最後でございますが、民間事業者との意見交換等でございます。こちらにつきましては、当然のことながら、予算要求に当たりまして、複数の民間事業者から見積もりを取り、お話を若干伺っております。また更に、過去に市場化テストを行った他省庁の実施要項等も参考にするなど、民間事業者の考え方、または要望等も踏まえながらやってきたところでございます。ただ、余りにも一定の民間業者と十分なコミュニケーションをとるということは、その後に入札というものが控えている関係上、ここもまたやり過ぎてもいけないというところがございまして、私どもとしては、直接民間業者と過度に接触をすることはなるべく避け、見積もりの段階で十分御意見を伺ったということをもって十分な意見交換を行っているというふうに考えているところでございます。

以上、前回いただいた御意見への我々なりの回答、パブリックコメントの御意見の内容と、その回答につき説明させていただきました。ありがとうございます。

○小林副主任 ありがとうございました。それでは、御質問、御意見を各委員からお願ひいたします。

○逢見副主任 平成20年度調査で回収率が70%程度の見込みだということですが、実施要項8ページで、全体の有効回答率目標を平成17~19の平均である81.2%と。この平成17

～19 というのは調査員調査でやった目標であって、平成 20 年度、郵送調査でやってみると 70% になると。今回、民間に出すときに、郵送調査を基本として調査員調査も併用してよろしいというふうな考え方が示されたということは、この 81.2% という目標は平成 21 年度の調査ではちょっと不適当じゃないかと思うんです。ここはやはり見直す必要があるんじやないか。ただ、まだ平成 20 年度の有効回答率が確定していないという段階で、どういうふうにすればいいのかというのがあるのですが、いずれにしても、ここは見直す必要があると思うのですが、どうですか。

○林課長 まず、全体の目標をどういうふうに考えるかということかと思います。最初に、2 つの大前提があるかと思います。まず、国の統計調査においては、その質を測るのは、有効回答率であり、これがまさしくイコール質であるというふうに我々は考えております。その中で、当然のことながら、100% が目標であることは論を待たないわけでございますが、さはさりながら、この調査環境の厳しい中、100% というのもいかがなものかという御議論があるのも承知しております。では、ギリギリのところどの程度を実質的な目標値として掲げるかということだと思います。質を決定する数字でございますので、こういう例が適切かどうかわかりませんが、例えば建設物における建築基準のようなものだと私どもは捉えております。

実は、この調査は、過去長い間、9 割以上の回収率を誇ってきましたが、やはり近年調査環境が厳しくなってから、調査員調査であってもここ数年は 8 割ぐらいで推移してきました。過去 9 割の栄光の時代はともかくとして、8 割ぐらいが最低限絶対にキープしていくなければならない水準、建築物で言えばこれが最低の耐震基準であるというような形で捉えておるところでございます。今御指摘のあった本年というか、昨年度の 20 年調査につきましては、確かに現段階で 7 割前後ということで非常に厳しい結果になっております。正直なところ大変ショックも受けておりまし、忸怩たるところもございます。ただ、今、まだオンゴーイングでございますので、有効回答率がなぜ 10 ポイント近く落ちてしまったのかということについての結果分析はまだしておらない状態でございます。もちろん、その要因として幾つか考えられるところ、通信調査で行ったというのも恐らく非常に大きな一つであろうかと思います。また、調査項目がローテーション調査で毎年変わりますので、20 年調査が答えにくい調査項目の多いものであったという可能性もございます。それから、昨今の状況から、厚生労働省という名前が影響したということも可能性としてはないわけではございません。これらは、一体どれがどのくらい影響して 10 ポイントも落ちたかということは正直言ってわかりませんが、確かに 10 ポイント近く落ちたという事実は私どもも認めざるを得ないと思っております。

では、その事実を踏まえた上で、ここでは、本当に国として責任を持てるよい統計、換言すればどの程度の回収率のものが国として最低限堪え得る統計なのかという意思表示の部分でもあると思っております。それを、今年 1 年だけ 10 ポイント下がったので、では耐震基準を一気に下げて 70% にしますと、国がそういう姿勢を示してしまっていいのかということに対して、我々は逡巡があります。もちろんここがディスインセンティブをつけるけような内容の目標であれば、当然、国が 70% のものをなぜ民間では 80% にするんだ。それで委託費が削られてはたまらないと、こういう御議論があるのはよく理解いたします。しかし、あくまでも我々が求めている統計の本当にるべき質はどこの水準にあるのか。マグニチュ

ード 7.8 の地震に耐え得る耐震強度はどこにあるのかと言われると、私どもは同じだと思っていますので、それを安易に 1 回の調査の実績で、我々も本当にそこについては今年の調査については反省するべき点も多いと思いますが、その 1 回の実績で変えてしまつていいものかということについては、慎重でありたいというのが率直な思いでございます。

ですから、そういう事実を踏まえて、では最終的に民間事業者が 70% しか取れなかつたからといって、それで私どもが 80% に達していないじゃないかと言ってあげつらうつもりは毛頭ございません。ただ、やはり我々が目指しているところは那辺にあるかということを示すという観点から、現段階では、我々としては、この 81.2% というのをとりあえずキープした上で、来年の入札においてはどういう形にするか。また 3 年平均にするのか。そこはまた御議論いただいて決めたいというふうに思っております。

○小林副主任 今御回答いただいた点は、やはり複数の論点が混ざつてしまつていると思うんです。だから、実際に郵送調査でやつて 70% 台になりそうだという実態と、あるべき姿として 100% を目指すべきであつて、それを追求したいんだというところが、こここの求める質のベースラインをどこに置くかということと全く異なつて出てきてしまつていると思うんです。だから、方法が違つて 70% 台になりそうなので、その前の方法が違うところの 3 年平均という 81.2% というのを別にベースラインを設定して、そこからなるべく 81.2% に民間の創意工夫で調査員調査も含めながら、コストをなるべく抑えながらやつてほしいという、そういうふうな立て付けにすべきところだと思うんです。だから、インセンティブのところでも、郵送措置をしていないのでという御回答ですけれども、達成すべき最低ラインと、求められるべき、努力していただいて 81.2% に創意工夫で持つていっていただきたい部分の間というのは、やはりステップを置くべきじゃないかというふうに思うんです。

それは、もう 1 つ、19 年度のコストの情報のところが、一番後ろに予算額というところになつてゐるのですが、この予算額となつたときに、22 ページのところで 18 年度まで出でてゐる経費の部分の情報とかなり違つ書き方なんですね。だから、郵送調査になつたときに、どこがコストダウンが図られて、従来、実施に要した経費と比べると、どこの部分がコストダウンできたけれども、それが 70% という結果にはね返つてゐるのか、そこはよく分析しなければいけませんけれども、経費削減がどれだけ図られたのかということが比較できるような形で、これを工夫していただいて、22 ページの様式となるべく合わせるような形で、予算でも構いませんので、やっていただく必要があるんじやないかと思うんです。そうしないと、事業者は郵送調査を基本にしてやつていながら、そこに創意工夫をプラス α しながら、どういうふうにがんばつていけばいいのかということを考えていただけるという、そこがよくわかると思うんです。

だから、8 ページのところでお書きいただいている「なお」のところは、100% なんだからこれに留意されたいと書いているけれども、100% というのは理想操業度みたいなものですね。理想であるけれども、実際に今までの経験から照らして、統計調査としては 81.2 % を目標にしたいんだと。郵送調査だと 70% 台にとどまつて、このコストだと。だけど、そこの 10 ポイントぐらいのところを民間事業者の創意工夫で何とかしてほしいというような立て付けにしないといけないんじやないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○林課長 今の御意見はよく理解できるところでございます。ただ、先ほど申したように、19 年の経費については同じような形ではとても書けないので、予算額を書くのかどうかわか

りませんけれども、これは持ち帰って検討しなければいけません。しかしながら、どこまでコストがかけられるかという問題は検討しなければいけないと思います。

それから、一応目標が 81.2% であるということは御理解いただけるのであれば、それはそれで、今、小林先生がうまく整理していただいたかなと思います。我々としては、先ほど申ししたように、有効回答率の 81.2% を目標とするということが確保されるのであれば、それにプラス α して、何らかそこで今おっしゃられたような内容について反映させていくということは十分検討は可能かと思いますので、これはとりあえず持ち帰らせていただきたい。どういう形が一番ベストなのか、今ここで即答もなかなか難しいですから、持ち帰らせていただかなければと思います。

○廣松専門委員 1 つ事実確認ですが、19 年度の 20 年に行われた調査の郵送調査で行われた分に関して、B-①の(2) のところに関わりますけど、代替標本は取ったのですか。

○林課長 代替抽出はやっておりません。

○廣松専門委員 やっていないんですね。

○林課長 はい、やっておりません。17、18、19 年調査は 5,300 程度のサンプルで、20 年調査はサンプルが約 6,000 に増えておりますが、これは代替抽出とか、そういうことをしたわけではなくて、単に母集団が変わったものによるものです。どういうふうに変わりましたかといいますと、これは企業センサスの関係でございますが、当初、私どもは、企業センサスの限界上、本社従業員規模 30 人以上という調査設計をさせていただいておりました。その後、企業センサスから、企業規模 30 人以上という形でサンプルがとれるようになりました。これに基づいて、本来、我々が取りたかった 30 人以上規模の企業を母集団に変更したわけです。この母集団の変更により母集団数が増加しますので、そこから抽出したため約 6,000 に増えたわけです。そういうことで、これは代替抽出などは全然行っていないという段階でのものでございまして、当然のことながら、もうほぼ調査は終わりになっておりますので、20 年調査については今後も代替サンプル増をする予定もございません。

○廣松専門委員 それで、B-①の部分ですが、今回、民間事業者に出すときには、ここにありますとおり、提案があった場合には、代替標本は認めるという方針ですか。

○林課長 はい、認めるという方針でございます。これを拒否をする理由はございません。と申しますのも、高い有効回答率の確保が最終目標でございますので、少しでも高くするために代替抽出を行うのはむしろプラスだと思っておりますので、これを拒否する理由はないわけです。では、最初から代替抽出を求めればいいではないかという御議論もあるかと思います。これにつきましては、今年の予算が代替抽出をしない形を前提とした予算を要求しております、それについて予算をつけていただいておるということで、代替抽出を前提としまいますと、そのための追加の郵送費、または、サンプル数が増えることによる督促費等が全体的にコストが増えていきます。そのコスト増を初めからアприオリに押しつけた形で入札をさせるというのは、信義則的に、予定価格がそれを前提としない予定価格になってしまいますので、それはいかがなものかという判断が我々の方にございます。したがって、民間事業者の方からやらせていただきたいという提案があつたら喜んで受け入れるという形でとりあえず現在整理させていただいております。

○廣松専門委員 通常、代替標本というのは統計技術上は、セカンドベストです。それによって標本にバイアスがかかると、結果もその影響を受けるということになりますから、もし

事業者の方から代替標本を取りたいという提案があった場合には、厚労省さん側でどういう形で代替標本を取るかということに関する指示は徹底していただく必要があるように思います。

○林課長 そのとおりでございます。私ちょっと言葉が足りませんでしたが、代替サンプルと申しても、こちらはバイアスをかけないような代替を行うことが重要でございます。したがって、代替サンプルを認められるのは、いわゆる廃業、移転、不明、あと規模外ですね。例えば、整理解雇したので企業が20人になってしまった場合。その場合、規模外という調査対象外に落ちてしまいます。これらにつきましては、自動的に代替サンプルの補充を認めます。ただ、拒否企業については認めてはいけない。拒否するところには聞かないで、拒否しないところばかりから聞くというのは統計結果にバイアスがかかりますので、統計理論上してはいけないことになっております。したがって、調査拒否企業についての代替補充は認めないと方針で行う予定としております。

○稻生専門委員 そうすると、お話を聞いていると、20年は結局、代替抽出をしないということを前提に予算組みがされていて、その結果が70%であると。

○林課長 はい。

○稻生専門委員 ところが、民間さんに出すときには、とにかく代替抽出はむしろ自主的にある意味ではお願いする形に暗黙のうちにになっていて、それで最終的に81.2%というようなことを確保せよというふうなとられ方はされないんでしょうか。もっと言うと、結局、まだ確定じやありませんけれども、70%と81%の10%の差というのは一体何を意味するのか。そこがまさに民間さんの創意工夫として本省が期待するところなのか。そこら辺を整理させていただきたいのですが。

○林課長 今年、70%程度しか達成できなかったというのは厳然たる事実ですので、まさしくそこは民間の創意工夫によって我々が最低限確保したい80%に近づけていただきたいという気持ちは全くそのとおりでございます。そういう整理で間違いないかと思います。

○稻生専門委員 ただ、郵送という方法についてはもう創意工夫が働かない範囲だから、そうすると、回答率を上げるために、結局、代替でやるとか、あるいは調査員による督促を一生懸命やってくれとかということを意味していることになるわけですね。

○林課長 必ずしも代替を前提としているつもりはございません。代替という方法は実際にタイムラグができるんですよ。本調査のスケジュールには予算年度の壁というのがございまして、1月1日調査で、3月31日までに一応形上、委託部分については終了していかなければならぬという、時間的にもかなり厳しい中で民間事業者さんにお願いするということになります。その中で、代替を最初から前提とするとスケジュールがタイトで極めて厳しいのではないか。手慣れたところならともかく、今回初めてのことでもありますので、そういうことも加味して、前提とまではしていないわけです。そういうスケジュールであるため、当初は代替まで考えて回収率を上げようというところまで思い至らなかつたというのが率直なところです。ただ、その後、皆様のいろいろな御意見を伺って、なるほど確かに代替抽出を認めるのは回収率を上げるのに効果的な方法だということは論を待たないところでございますので、現在そういう整理にさせていただいたところでございます。必ずしもそれを前提として8割にしろというようなつもりは毛頭ございません。

○稻生専門委員 わかりました。

○小林副主任 案 さっき課長がおっしゃっていた平成 19 年度予算の部分ですが、この予算の総額と従来の実施に要した経費というのを見ると、こちらには参考資料がついていますけれども、(a) の部分で比べると、この予算額の方が若干大きいですよね。一番最後の 35 ページのところと 22 ページのところと、これは持ち帰って整理いただくというふうにいただきましたので。

○林課長 18 年の予算額のところですね。

○小林副主任 はい。整理いただくというふうにおっしゃっていただいたので、それを待ちたいと思いますけれども、この就労条件総合調査の予算額総額と、従来の実施に要した経費のところで言うと、(a) のところが妥当するんでしょうか。

○林課長 そうですね。

○小林副主任 そうすると、郵送でやった方が高いということですか。今おわかりになれば。これは 20 年度調査の予算額ですよね。

○林課長 今、一瞬混乱しましたけれども、16 年から 18 年度の数値につきましては、これを見ていただければわかりますように、人件費の中に常勤職員の人件費が入っております。これは、本官と呼ばれる公務員がやっているところでござす。予算には公務員の給与はここには入ってきませんので、別枠になりますので、大まかなざっくりした言い方になりますけれども、その分だけ 19 年は安くやっているというふうに思います。

○稻生専門委員 ということは、もっと高い。

○林課長 失礼ました。19 年は高くなっているということでございます。

○稻生専門委員 単純計算で 3,000 万超えると。

○小林副主任 ほかにいかがでしょうか。

○逢見副主任 最初の 81.2% という目標は、今の課長の説明ですと、これはこれで目標として堅持したいと。しかし、入札説明会では、平成 20 年の調査は 70% に下がるということを言うわけですよね。

○林課長 はい。

○逢見副主任 民間事業者として、それで郵送を基本としつつ、調査員調査も併用して創意工夫でやってほしいと言われたときに、81.2% が目標であって、そのために創意工夫しなければいけないんだけども、ベースは郵送調査でやるんだというときに、やはり混乱するんじゃないかなと思うんです。先ほど郵送調査になったことも原因として考えられるし、あるいは設問がちょっと答えにくいものが今度は入っていた。あるいは、厚労省が実施主体になっている調査に対する、ある意味で嫌悪感みたいなものもあったかもしれない。そういうものの分析がなされないと、入札説明会で 70% と言われて、民間事業者はどうすればいいのかという混乱があるんじゃないと思うんです。そこは、まだしっくりこないんですよね。81.2% が目標であるということを提示されても。

○小林副主任 原因分析というか、そこにに関する情報提供がどのぐらいできるかということにかかっていますよね。

○林課長 実質的には、それは大変難しいかと思います。10% ポイント下がった理由はどこかというのは、分析と申しましても、なかなか難しいかと思います。

○逢見副主任 何をどう努力すればいいのか見当がつかないまま、がんばれということになっちゃうんじゃないですか。

○林課長 私どもが 81.2% を目標にしたいと申しておりますのは、やはり 80% とか、そういう数字も何も出さなかった場合、一応回収率 70% を超えた段階で、業者の方もある程度安心されてしまうのではないか。そういう懸念もちょっとありました。回収率 80% と 70% では統計の精度的にもやはり相当違いがあるものですから。我々の今年の実績がこういう恥ずかしいものだったので大きなことは言えないのですが、そういう意味では、今、小林先生の方からうまく整理していただいたように、やはり 80% を目標としつつ、確かに 70% であったという現実も踏まえて、できる限りがんばっていただくという構成の方が、結果としていい統計をつくるという観点からはよろしいのではないかという気持ちで聞いております。

○小林副主査 流れ図にあるように、督促というプロセスはあるわけですよね。それで、電話、はがき、訪問というふうにあるのですけれども、どういう作業をしたのか、何回やったのかというようなデータはあるんですか。

○林課長 はい。私どもの方にもデータはございますし、要項の方でも、そういう報告をきちんと求めて、週に 1 回ずつ御報告を求めて状況を把握するというふうに考えています。実際、督促の段階が最も重要でございまして、幾ら官がやっても、最初の段階で返ってくるのは 3 割前後です。ですから、それを 8 割まで持っていくと、あと 5 割は督促で実は出させているんです。ですから、やはり督促の段階がポイントでございますし、また逆に、督促の段階では民間業者さんは、電話接続も含めて、我々よりも一日の長があるのではないかと期待しておるところでございます。

○熊埜御堂参事官 今の質問は、20 年調査でそこをやったかということですので、それに答えてください。どのようにやったか提示できるのか、民間事業者に対して説明できるのか。今の質問は、課長はちょっと取り違えられていると思うのですけれども、小林副主査の質問は、20 年調査で督促とか照会対応とか、そういうことについてどこまでのことをやられたのか。厚生労働省でやられたわけですね。どこまでやられたのか、その辺の事実がきっちり示せるのであれば、民間事業者の参考になるのではないか。それが示せるのですか、示せないのですか、それはいつまでに示せるのですかという御質問だと思いますので、それに御回答いただきたいと思います。

○小林副主査 督促のタイミングとか、回数とか、何でやったかということが、例えば 25 ページのところの注記事項だと、督促について云々、電話による督促と書いてあるだけですけれども、そこの努力と言ったら変ですけど、作業量と作業のタイミングみたいなものがわかれれば、民間の創意工夫というのを聞き出す 1 つの。

○熊埜御堂参事官 できるだけ事実関係をきっちり示された方が、結局、厚生労働省さんも分析されると思うのですが、民間事業者の方も、なぜ 70% になったのかというのは、憶測でやるのでなくて、こういうやり方でやったということを踏まえ、違うやり方でやったらもう少し上がるかもしれないという分析ができるのではないか。その材料をどこまで提供できるのかというのは、もう少し整理をされて、それは当然、推測で書いてはいけないので、事実関係として書けるかというところがあると思いますけれども、少し整理をして、また提出をしていただいてこの場で議論させていただかないといふことで、こんな感じだとか、あんな感じだということを課長さんがおっしゃっても、民間事業者の方から見ると、恐らく何の参考にもならないと思うのです。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○小林副主査 ありがとうございました。

○熊埜御堂参事官 ちょっとよろしいですか。幾つか確認したいところがあるのですけど、まず予算のところ、35ページで、19年度の予算が書かれているんですけど、18年度の予算というのは出せるのですか、出せないのですか。

○林課長 問題ないと思います。

○熊埜御堂参事官 出せるとすれば、18年度に出した予算のデータと、18年度の従来の実施状況に関する情報の開示のデータの比較というのを、文言で書けるのか書けないのかわかりませんが、審議の際に、ここはこういう理解ですという説明を次回していただけませんか。恐らく小林委員が言われた、データができるだけ従来の実施要項に関する情報開示に近づけてというのは現実問題として難しいと思うのです。それが簡単にできれば、我々は予算の方だけ出せばすぐわかるという話になるのですが、恐らくそれは無理だと思いますので、それに代わる手段として事務局で今考えられるのはその程度かなと。つまり、調査員のときはこれだけの負担をかけていた、予算ではこうだったと、郵送のときはこうなっている、だからこういう整理だということでやるということを説明せざるを得ないと思いますので、そこの作業が可能かどうかということをちょっと検討していただいて、次回出していただきたい。

○林課長 わかりました。

○熊埜御堂参事官 それから、ここはまだ委員の方々との整理を事務局でしなければいけないのですが、81.2%を前提というのはやめていただけませんか。81.2%をどう書くかという話に関してはもう少し整理が要ると思うのです。例えば100%と書くのをやめて、81.2%という現実のことと目標にして、ただ、現在70%というのがあるわけだから、19年調査を前提として、それ以上のものをを目指すと書いて、ちなみに、調査員調査ではこれまで81.2%になっている。それは、クリアすべきこととして厚生労働省としてお願いしたいとか、現実にお願いすることを書かないと、やり方は変わっているので、16年から18年の調査員調査とは違うやり方でやりますので、今、逢見委員から御指摘があったように、民間事業者の方も混乱するのですよね。別に私ども事務局として、例えば、だから70%にしろとか、80%じゃだめだとか言っているわけでは全然なくて、どういうプロセスを経て、厚生労働省としてこの現実を捉えて、民間事業者に81.2%なり、80%以上を目指してほしいのか。それについては、こういうメニューがあるのではないか。これは、恐らく現実には入札説明会で言ったり、やりとりしたりする話だと思いますけれども、そのためにできるだけの情報を提供する。そうすれば、こういうことができるのではないか。先ほどメニューとしては督促の話もございましたが、そういうことがどれだけできるのかということを全部整理した上で、それでこここの質のところはこの文言のままなのか、それとも書きかえるのかというところをできるだけ早く案をお示しいただいた上で、次回のときにはそこを整理させていただいた上で議論しないと、次回も議了できないという話になりかねませんので、事務局としてはそれを大変危惧しています。スケジュール的には、本来、今日議了しておくべき話だと我々は思っていた話を、こういう状況ですし、もう少し精査すべきだという今日の委員の御指摘もありますので、精査すべきだと思いますけれども、そのスケジュール感も含めて、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○小林副主任 様 事務局からは、今の参事官のコメントでよろしいですか。

○事務局 いいえ、特にありません。

○熊埜御堂参事官 そういうことで、本来であれば今日議了ということを事務局では目指していたのですが、今日、委員の方々からも、現実に70%ということを捉えてどう整理するのか。それから、厚生労働省として、それについて目標と現実とをどう整理して民間事業者にこの事業をお願いするのかというところについての整合ある説明をいただいた上で、次回議了を目指してやらせていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○小林副主任査 では、今ありましたとおり、本日は議了とはせずに審議日程を調整させていただいて、本日残された論点について整理した上で、次の審議で議了したいというふうに考えます。

○熊埜御堂参事官 残されたのはここだけだと事務局では思っておりますが、何かお気づきの点がございましたら事務局の方に寄せていただければ、次回までに精査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小林副主任査 では、今のも含めてよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。次の開催については、事務局から追って御連絡いたします。

本日はありがとうございました。

(終了)